

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員 (主査) 酒井啓子 (印)

学位申請者 **DARWISHEH Housam** (ダルウィッシュ ホサム)

論文名 **Institutions, Electoral Politics and Dynamics of Political Participation in Egypt (1952-2005)** (エジプトにおける制度、選挙政治と政治参加の力学[1952-2005])

【審査結果】

本学位請求論文は、現代エジプト政治における権威主義体制において、選挙制度の導入という制度的変化が、大統領、政党、非政党反政府組織などの政治的アクターの行動様式に対していかなる変質をもたらしたか、とくに政党間での連立・分裂のパターンにいかなる影響を与えたか、に焦点を当て、ムバーラク政権を中心とした政治参加パターンの解明を試みたものである。

こうした視点は、従来のアラブ政治分析が先行研究において民主化論を中心に展開されてきたのに対して、制度論をもちいてアラブ政治の政治動態を分析した点において、新規性を持つ。とくに、政党間の合従連衡のメカニズムを選挙制度の変化と関連した分析は、従来存在せず、エジプトの事例に特化しながらもアラブ政治分析の一般理論構築に寄与しうる水準に達している。こうした新規性、独自性において、本論文は高く評価されるとともに、アラビア語による一次資料の活用、理論的枠組みに対する考察、問題設定の重要性においても、学術的に高いレベルにある。とくにアラブ諸国における権威主義体制の長期化、安定化は、9-11 事件以降の世界での中東政治研究のなかでも重要なテーマとなっており、中東研究の最前線にある論文と位置づけられる。

よって、審査委員会は、論文審査と最終試験（公開審査）の結果、全員一致で学位申請者に対して学術博士の学位を授与するのが適当であると判断した。

審査には、本学から教授酒井啓子(主査)、青山弘之准教授、本学アジア・アフリカ言語文化研究所から飯塚正人教授・副所長、黒木英充教授の他、学外からイスラーム現代政治研究の泰斗である小杉泰教授（京都大学）が参加した。

【論文の構成】

本論文の構成は、以下の通りである。(使用原語 英語)

1. A Preliminary Introduction

(Debating Authoritarianism/ Debating Elections in Single Party System/ The Main Subject and Purpose of this Study/ The Importance of this Study/ Thesis Key Assumptions/ Theoretical Framework/ Methodological Framework/ Sources of Data/ Composition of this

Study)

2. Shift to Pluralism: the model of change from above

(Political Parties Building in the Middle East and Egypt/ From Constitutional Monarchy to One-Party Rule in Egypt/ Dynamics of Transition to Political Pluralism in the Post-Nasir Egypt/ Mubarak's Rule and His Management of Sadat's Political Pluralism/ Concluding Remarks)

3. Parliamentary Elections in the Context of Controlled Political Pluralism

(The Constitutional and Legal Framework of 1984 Elections/ The Political Environment of 1984 Elections/ The Opposition and 1984 Parliamentary Elections/ Amendments to the Electoral Law and 1987 Elections/ Concluding Remarks)

4. The Legal Framework and Political Environment of the 1990 and 1995 Elections

(Constitutional Crisis, Legislative Vacuum and New Elections/ The Political Framework in the 1990s)

5. 2000 and 2005 Parliamentary Elections

(Judicial Supervision and its Outcomes/ New Phenomena Related to Rising Independent Candidacy/ 2005 Elections in the Context of New Developments/ Political Parties, Dissidents and Independent Candidates/ Procedural Issues and Flaws Related the Electoral System/ The Muslim Brotherhood: Political Reserves and Electoral Strategies)

6. Conclusion

(What can be Inferred the Development of Party Politics in its Early Stages in Egypt?/ Party Politics and Political Participation in the Post-Nasir Era/ Party Politics and Electoral Participation under Mubarak/ Electoral Processes and Party Politics: Outlining the Findings)

以上本文 145 ページ

参考文献 15 ページ

全 161 ページ。

【論文の概要】

第一章では、本論が権威主義体制研究、および選挙分析に関する既存研究の流れのなかで、いかなる位置づけにあるのかを明らかにするため、欧米の中東研究者による先行研究を中心に、サーベイを行っている。権威主義体制分析については、まず文化決定論の強い 1990 年代までの研究動向や、2000 年代に見られる外部による民主化推進論などを批判的に検証した上で、2000 年代半ばから比較政治学において盛んに行われているアラブ諸国における権威主義体制の耐性、安定性に関する議論を取り上げる。権威主義体制の長期存続を市民社会の不在に帰する議論にも触れつつも、主として権威主義体制下での制度整備が市民レベルでの民主化要求を懐柔し、より精緻な統治術による一党支配を維持することに貢献する、との Heydemann らの議論に同意を示す。その上で、一党制国家における選挙の役割について、先行研究をサーベイするが、とくにエジプトの民主化に関する議論の多くが、選挙を単純に体制による操作手段とみなす分析視角に基づい

ていることを問題視する。よって、申請者は選挙制度および政党システムの権威主義体制における役割を、より幅広い視角をもって分析することが必要と論じ、とりわけ選挙制度の導入・変化によっていかに政党間の関係が変化するか、政治参加のメカニズムにどのような変化をもたらすかに注目すべきである、と主張する。

その目的のために、とくに政党として認可されない最大の反体制勢力であるムスリム同胞団が、選挙制度の変化を通じていかに政治参加の道を模索したのか、いかに他の野党勢力との合従連衡パターンを積み上げていったかを分析対象とする、と問題設定し、分析手法としては制度分析を軸に行う、と述べられる。

分析の主眼は、1981年以降現在までのムバーラク政権における選挙分析におかれるが、第二章は、その前段階として、立憲君主制時代からサーダート時代までのエジプトの政治制度の特徴をサーベイする。そこでは、立憲君主制から一党支配体制に移行の経緯、ナーセル時代における一党独裁体制の確立過程を概観し、一党支配体制が政治過程を独占し諸野党の政治行動をいかに規定したかに焦点を当てる。とくにナーセル時代の一党支配が政治参加のシステムを効果的に制度化することができなかったことを指摘し、その制度化の不在を補うために、サーダート政権時代に導入された複数政党制はあくまでも上からの民主化の枠を超えるものにはならず、反政府勢力の政治参加要求に対して反政府活動に対する制約強化が導入された、と指摘する。その結果、反対派政党が議会で占める比率はわずかしかなく、複数政党制は形式的なものに留まった、とする。

第三章では、本論の分析対象となるムバーラク政権期の議会選挙のうち、1980年代の二回の選挙(1984年、1987年)を取り上げ、とくにムスリム同胞団とその他野党の連立政策とそれによって生じた政党組織の変質過程を見る。80年代の選挙は、ムバーラク政権の統治正統性確保のための手段として位置づけられ、野党勢力がこの選挙にいかなる姿勢で臨んだかが注目されたが、本論文は特に、選挙にあたってのムスリム同胞団とリベラル派の「ワフド」党が連立を決定する過程とその効果に着目する。選挙制度にある足切条項をクリアし、かつ政党としての認可の得られないムスリム同胞団の政治参加を実現するための戦略として導入された、政治的方向性の異なる両者間のこの連立は、結果的にワフド党におけるイデオロギー面での変質を生み、党員離脱などのネガティブな結果をもたらした一方で、ムスリム同胞団の得票能力の高さを立証した。こうした一時的連立関係が相互の政治組織の体質自体への変化をもたらしたことで、87年選挙ではワフド党内に連立の継続に対する反対が表面化し、連立から離脱するが、このことが逆に連立相手たるムスリム同胞団には、他の野党へと連立関係を拡大する契機となり、ポジティブな変化をもたらしたことを指摘する。ここでは、政党認可を受けないが大衆的人気を誇る政治組織が、他の弱小野党をうまく連立に引き込むことによって、実際に政治参加を果たしていく巧妙なプロセスが解き明かされる。

第四章では、90年代の選挙を取り上げるが、ここでは比例代表制による選挙を最高裁が違憲と判断したことを背景として、1990年選挙で野党の多くが選挙ボイコットしたこと、その一方で職業組合や教育機関などの社会組織における選挙で同胞団が着実に活動範囲を拡大していったことが、述べられる。一方ボイコットによる政治参加機会の喪失を反省して1995年選挙には空前の数の政党が選挙に参加したが、比例代表制の政党リスト方式から比較多数得票主義の大選挙区制

に変えたことで無所属候補での立候補が増え、政党間連立が戦術上の重要性を失っていったことが指摘される。

第五章では、2000年および2005年の選挙を取り上げるが、2000年選挙では90年代の違憲判決の影響を考慮して裁判所判事による選挙監視が実現したこと、2005年選挙では2001年以降の米国防権による中東民主化への圧力を反映した一連の対応の結果もあり、2000年代の選挙は非与党候補の票が伸張した点が特徴的である。この二つの選挙を通じて同胞団は獲得議席数を五倍に増やし大躍進したが、そこでは、比例代表制から大選挙区へという選挙制度の改変が、政府としては連立野党の伸張を防ぎつつ違憲との非難をかわすために行われたものの、実際は政党認可されない同胞団の政治参加を容易とする道を作り上げたことが明らかにされる。同時に、2000年以降ムスリム同胞団が政治改革案を明確にするなど、政党として政治参加の準備が出来ていることがアピールされたことも、選挙戦略の勝利につながったとみなす。

最終章では、結論として、以下の点を本研究の新たな発見と位置づける。①対外的イメージ改善を目的とした複数政党制が、政権の意図とはずれた形で反体制勢力の政治参加を推進し、さらにそれを抑制するために導入された制度変化が、反政府勢力間で変化への対応方法の多様化をもたらし、結果的にムスリム同胞団の政治的伸張を生んだこと。②選挙制度の導入により、与党、野党のムスリム同胞団に対する対応が変化するとともに、同胞団自身のイデオロギー的変質ももたらしたこと。③選挙制度の導入によってムスリム同胞団以外の野党の選挙を通じた政治活動が低下し、そのことが政党システムの発展にむしろ否定的な結果をもたらした一方で、非政党組織である同胞団の政治的台頭を生んだこと。

これらの結論に加えて、政権による暴力的抑圧、恣意的な制度運営などもまた、政党活動の障害となったことが、補足的に説明されて論を終えている。

【論文の評価】

本論文は、エジプト近現代史における選挙制度を丹念に追っており、各選挙実施期の政治的環境、各勢力の政治的力関係、および制度上の規定を正確に把握したうえで、選挙結果と参加政党の対応をまとめている。個別の選挙分析についてのレポートなどは多数存在するが、その選挙を通時的に捉え、諸政党、政治組織の選挙にむけた行動様式と選挙制度の変遷を連関づけて分析した論文は、未だに存在しない。その意味で、独創性の溢れる論文であり、高く評価できる。とりわけ、権威主義体制が民主化の手段として導入された選挙制度を通じて反体制活動を制約、支配してきたことはこれまでの研究でも多く指摘されてきたが、本論文の特徴は、制度としての選挙が政権の企図した目的と異なる形で、野党のみならず与党ならびに非政党組織に影響を与える点に着目したことである。この点は独創的な発見であり、今後他の中東諸国における制度分析に対して新たな視角を提示する点で、研究上の大きな重要性を持つ。

また制度論の中東政治への適用は、少なくとも日本の中東研究においては従来なされてこず、国際的にもまだ適用の端緒にすぎたばかりである。その意味でも、画期的な取り組みであるといえよう。

以上の点について、審査委員から高い評価を得た一方で、いくつか技術面および論述上の問題点が指摘された。

その主たる批判的講評は、以下のとおりである。

- (1) 制度論を基礎に政治分析が精緻に行われているものの、一部に用語の定義、使い分けなどにあいまいな点が見られる。特に *institution* と *system* との用語が無定義のまましばしば混同されて使用されている点は、厳密性を欠く。
- (2) 第二章以降、分析的論述を心がけつつも、しばしば *descriptive* な記述が目立ち、主たる論点がぼやける部分が散見される。
- (3) エジプトの選挙制度分析として包括的な議論を展開するためには、80年代以降の選挙のみで論じることは不十分である。王政期の選挙制度も分析対象に入れる必要があるのではないかと。
- (4) 本論中では、選挙制度と憲法システムとの関連に触れており、その視角はエジプト政治における重要な要素に着目したもので、興味深い。ただ、この視角をより深く掘り下げて司法制度、とくに最高裁判所などの司法制度の役割を分析対象とするまでには、本論は至っていない。この点は残念である。

以上の批判については、特に(1)(2)に関しては、申請者自身、定義の必要性、用語の統一の重要性について十分自覚していることが口頭で回答されたが、表記に多少精緻さを欠く表現が残ったことは、反省点として認められた。

また(3)(4)の点については、申請者も強い問題意識を持っており、より包括的な議論のためには指摘された論点が重要であることは申請者も認めるものであった。今後同研究を発展させていくために、こうした視角を盛り込みさらに議論を体系化していく予定である、との回答がなされた。

【総合的な判断】

以上の問題点はあるものの、論文自体の完成度の高さは審査委員全員が認めるものであり、また疑問点に対する申請者の回答も、論文を出発点として今後研究者としての研究の発展的継続の可能性を強く示唆するものであった。

よって、上記の問題点は本論文の独創性、新規性を損ねるものではないばかりか、むしろ研究内容の今後の発展性を示したものと判断した。その結果、審査委員全員一致で、本研究が博士(学術)学位の授与に適したものとみなし、申請者に博士学位取得を認めるとの結論に達した。